

顧問弁護士会議相談結果

相談事案名	榎尾川ダム建設事業の中止に伴う法的リスクについて
相談内容	<p>榎尾川の治水対策に関して、現在進めている榎尾川ダム建設事業を中止した場合の法的リスク（住民訴訟リスク、対策が遅れる期間に災害が発生した場合の国家賠償責任、その他の法的リスク）について見解如何。</p> <p>特に、別紙1「榎尾川ダム建設事業を中止する理由」の「5結論」とおりダム事業の中止を決定することとした場合には、かかる判断には合理性が認められるか見解如何。</p>
会議時に用いた資料等	<p>榎尾川ダム建設事業を中止する理由（別紙1）</p> <p>榎尾川ダム建設事業の中止に伴う法的リスク（論点整理）</p> <p>〔資料1〕大阪府の治水対策について 榎尾川の治水対策について</p> <p>〔資料2〕榎尾川ダム事業 検証フロー（経緯の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔参考1〕建設事業評価について ・〔参考2〕大津川水系河川整備基本方針 整備計画 ・〔参考3〕榎尾川ダム有識者会議 地元との意見交換 ・〔参考4〕今後の治水対策の進め方（報告書） ・〔参考5〕平成22年度大阪府河川整備委員会 ・〔参考6〕二級河川榎尾川の治水対策に関する意見書 ・〔参考7〕平成22年度大阪府河川整備委員会の審議経過（資料2の抜粋） <p>〔資料3〕「河川改修+ダム+堤防補強」案と「河川改修+局所改修+堤防補強」案の工期（比較）</p> <p>〔資料3-2〕榎尾川治水手法別比較表</p> <p>〔資料4〕河川法関係（関係規定、河川整備方針及び河川整備計画策定の進め方、大阪府河川整備委員会設置要綱、同新旧委員名簿）</p> <p>〔資料5〕水害に関する国家賠償法2条責任に係る最高裁判例パンフレット「大津川水系の川づくり」</p> <p>榎尾川の治水手法の比較イメージ「治水施設整備」</p> <p>榎尾川ダム等現地の写真</p>
出席弁護士	上原弁護士、高坂弁護士、比嘉弁護士、檜垣弁護士、村田弁護士
会議日時	平成22年11月30日（火）14：30～16：30 平成22年12月7日（火）14：30～16：30
会議の結果	別紙2「顧問弁護士会議の概要」のとおり
その他特記事項	平成22年12月24日（金）に、本件に関し、知事と顧問弁護士との意見交換を実施（別紙3）

榎尾川ダム建設事業を中止する理由

1 これまで、榎尾川ダム建設事業計画を推進してきたことの妥当性

【従来の大阪府における治水対策の考え方】(平成8年3月「河川整備長期計画」)

- 治水目標 ・ 府域すべての河川で時間雨量 80 ミリ程度 (1/100 年) への対応を行う
- 治水手法 ・ 河川改修などの治水施設整備によって治水目標を達成する
- 進め方 ・ 過去も被害実績や流域の人口・資産の集積状況を勘案し、80 ミリ対策を行う河川と府域におけるシビルミニマムとして段階的な治水目標 50 ミリ対策を行う河川とに分ける
 - ・ 段階的整備を行う河川については、将来の 80 ミリ対策での治水手法を検討し、手戻りのない手法により治水施設整備を行う。
- 達成目標 ・ 2025年(概ね30年間)

< 榎尾川における治水対策 >

- ・ 榎尾川については、この考え方に従い検討した結果、段階的整備を行う河川と位置付け、当面の暫定目標として 50 ミリ対策を実施する。
- ・ 治水手法は、80 ミリ対策を検討したところ、ダム+河川改修が最も経済的と判断した。
- ・ 50 ミリ対策を進めるにあたっては、将来手戻りとならないようにダム直下の 50 ミリ対策としてダム建設は先行する。
- ・ 上記に基づき策定した事業計画を、建設事業評価委員会や河川整備委員会に諮り、治水手法としての妥当性、事業計画の妥当性を確認してきた。
- ・ そのため、平成21年5月議会に諮り、本体工事発注を行った。

2 榎尾川ダム建設事業を検証することとした理由

- ・ その後、民主党政権が発足し、治水政策は「できるだけダムに頼らない治水」に転換されたこともあり、ダム事業に対する国民・府民の目線が厳しくなっており、十分な検証が必要と判断したこと。
- ・ 一方、本府の財政状況が悪化するなか、府域の治水対策に充てることのできる予算が減少し、従来の「河川整備長期計画」を達成するための期間(30年)が、50年以上の期間が必要となっていた。そのため、改めて20~30年程度で実施可能な治水計画に見直すことが適切であると判断し、その際には、治水目標、治水手法についても併せて見直す必然性があると判断したこと。
- ・ ダムは、環境への負荷が大きいことから、「ダムは原則造るべきではなく、他に所定の治水安全度が確保できる治水手法があり、事業費も大幅に増加しないのであれば、代替手法に転換したい」と考えてきたこと。
- ・ これら、ダム事業に対する世論の変化、本府の財政状況の悪化などから、すでに本体工事の発注を行っていたが、ダム本体の築造には現地着手していないことから、榎尾川ダムを例外とすることなく検証することが妥当と判断した。

3 榎尾川ダム検証の経過

- ・ダム事業計画の十分な検証が必要との判断から、建設事業評価委員会に事業計画の基礎となっているデータ等の検証も含めて審議を依頼し、有識者会議で議論されている河川改修（案）についても説明を行い、専門的見地から検証を行った結果、委員会からは事業の継続性の観点からダム事業の継続は妥当との判断を得たが、河川改修など他の手法を採ることも考えられるとの意見具申を得た。
- ・並行して、榎尾川ダム建設事業に関する有識者会議を設置し、ダムの有効性や限界、代替え手法について、学識経験者から意見を聴き、同等の治水効果が得られる代替え案があることが分かった。
- ・そのため、地元住民に対しても、ダムが有する治水効果の限界や同等の治水効果が得られる代替え手法として複数の案があることを説明し、地元住民の意見を聴いた。
- ・一方、大阪府域の全ての河川の治水対策の進め方を、河川整備委員会の中に部会を設け、「今後の治水対策の進め方」について審議いただき、河川整備委員会の承認を得て成案化した。

「今後の治水対策の進め方」のポイント（平成22年6月）

基本理念	人命を守ることを最優先する
治水目標	今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を設定する <ul style="list-style-type: none">・シビルミニマムとしての50ミリ対策は実施する（床下浸水なし）・65ミリ、80ミリへのステップアップの設定フローを定める・地先の危険度を評価し、床上浸水以上を解消する
治水手法	・河川毎に、上記目標を達成するための総合的・効果的な治水手法を組み合わせる ・治水施設の整備規模は、治水目標と定めた降雨で床上浸水以上が発生しないレベルとする
その他	地先の危険度低減に向け、治水施設整備のほか以下の取組みを進める <ul style="list-style-type: none">・雨水が河川へ流出するのを抑制するための取組み・災害発生時にも被害が最小となるような耐水型都市づくりの取組み・住民が的確な避難行動が取れるよう、地先の危険度を開示し、必要な情報伝達等の取組み

- ・榎尾川についても、ダム本体の築造については凍結していることから、例外扱いせず、この「今後の治水対策の進め方」に照らして、当面の目標を設定し、それに必要な治水手法を河川整備委員会で計6回、延べ25時間50分に及ぶ議論をいただき、この間、4回知事が出席し、議論の内容等をつぶさに聴き、疑問点等についても提示し議論いただいた。
- ・結果的には、治水目標については意見の一致を見たが、治水手法については一本化されなかった。しかし、学識経験者には十分議論いただいた。

<河川整備委員会での審議結果>

当面 20～30 年の治水目標は 65 ミリ（1/30 年）とする。（床上浸水以上を解消）

上記治水目標を達成する治水手法として、「河川改修＋ダム」と「河川改修＋局所改修」の 2 案に絞って議論し、両案とも治水手法としては妥当。

「河川改修＋局所改修」は、以下の点で意見の一致が見られた。

- ・ 65 ミリ降雨の様々なパターンに対し、床上浸水以上を解消する効果がある。
- ・ 今後の整備に必要な事業費が「ダム案」より小さい。
- ・ 上下流の生態系や水質などの環境に対して与える影響が、「ダム案」より小さい。
- ・ 堤防補強を実施することで、65 ミリを超える降雨（超過洪水）に対しても効果を発揮する。

「河川改修＋ダム」は、以下の指摘があった。

- ・ 65 ミリ降雨に対する治水効果について、雨の降り方（降るエリア）によっては小さくなる。
- ・ 今後の整備に必要な事業費が、「局所改修案」より大きい。
- ・ 環境に対して大きな変化や影響を与える。

最終的に治水手法について一致が図れなかったことから別途、委員意見が出された。

- ・ 代替手法である「河川改修＋局所改修」については、改めて地元合意を得る必要があることから、実現可能性や実現時期についても考慮すべきである。
- ・ 超過洪水に対する事業効率（経済的内部収益率）で選択すべきである。 など

4 槇尾川の治水手法選択にあたっての前提条件・判断基準

槇尾川の治水計画として現在進めている 50 ミリ対策は、従来どおりの床下浸水も発生させないレベルで対策を行う。

- ・ 槇尾川の治水水準としては 50 ミリ対策を行うことで、府域におけるシビルミニマムは達成されることから、必要最低限の水準は確保できる。（従来進めてきた治水施設整備と変更していない）その上で、ステップアップとしての 65 ミリ対応（床下浸水あり）の治水施設整備を行うものであり、治水レベルを引き下げるものではない。

80 ミリ対応としている将来目標は残すが、80 ミリ対策を達成するための治水手法については考慮しない。

- ・ これまで、将来目標として治水手法も含めて考慮してきた 80 ミリ対策は、30 年後の状況を勘案したものであるが、現在では 50 年後の状況を勘案することとなる。
- ・ 河川整備長期計画を定めた時点と現在では、人口動向、経済見通しについても大きな差があり、50 年後の土地利用状況を勘案した治水手法を検討することには合理性がない。

よって、治水手法は、当面の治水目標が達成できる治水手法の優劣を判断基準とする。

治水効果等の専門的分野については、河川整備委員会において、学識経験者から出された意見を重視する。

5 結論

河川整備委員会での審議内容等を総合的に検討し、判断したところ、「今後の治水対策の進め方」に従い設定した当面の治水目標（65 ミリ対策）を達成する治水手法として、以下の理由から「河川改修＋局所改修」が、現在進めているダムに代わる代替手法として優位性があることから、これを選択し、ダム事業を中止する。

【治水効果】

- ・治水目標を達成する治水手法として有効で、65 ミリ降雨の様々なパターンに効果があり、ダムより下流の降雨に対して効果の無いダムに比して治水効果は優れている。

【事業費】

- ・今後の治水整備に必要な事業費が、ダムを中止した場合の中止に伴う費用を加算しても安価であり、財政的観点から合理性がある。

【環境への影響】

- ・ダムで、河川を上下流に分断することによる生態系への影響や河川の水を貯留することによる水質への影響など周辺環境に与える影響が、ダムに比べて小さく、環境を重視する最近の社会動向にも合致しており合理性がある。

【実現可能性・効果発現時期】

- ・治水効果発現時期について、「河川改修＋局所改修」は地元合意を得るための期間を考慮していないとの意見があるが、今回の河川改修の手法は兩岸を拡幅することを前提としており、物件移転ができる限り発生しない河川の線形にすることで、用地買収に要する期間の短縮が可能で、地元合意を得るための期間の確保できることから、実現可能性を著しく損なうものではない。
- ・地元住民には、今回の判断理由を説明し、早期の合意形成を図る。

【事業効率】

- ・事業効率（経済的內部収益率）の算定にあたっては、過年度に執行した事業費を費用に加算していないことから、すでに用地買収が概ね完了しているダム案に有利な状態での指標となっていることから、優位性を判断する場合の判断材料としては適切でない。

【超過洪水への対応】

- ・ダムは80 ミリ対応の治水施設であるため超過洪水に対し効果が見込めるが、堤防補強を行うことも超過洪水に効果があることは河川整備委員会で認められた。
- ・しかし、余裕高部分の堤防強化については、国の安全照査基準等安全性について確定した知見が無いことから、治水目標を達成するための治水施設整備としては採用しない。

顧問弁護士会議の概要

1 治水手法の変更の合理性

【論点】

榎尾川の治水対策については、別紙「榎尾川ダム建設事業を中止する理由」の「5 結論」のとおりダム事業の中止を決定することとした場合には、かかる判断には合理性が認められるか。

【見解】

《総論》

治水手法変更にもなう訴訟リスクの検討にあたっては、変更判断に合理性が認められるかどうか基本となる。

既に府議会の議決を経てダム事業に係る工事の契約が締結されたものを変更するという、さらには、その後の検証作業の結果、河川整備委員会で見解が分かれている状況のもとでは、判断に当たって十分耐えうるだけの前提事実、合理的な裏付けが求められる。

そのうえで、「結論」部分に記載された判断要素がいずれも正しく、それを裏付けるだけのより一層合理的な理由が説明できるのであれば、たとえ上記のようにいったん着手した事業であっても、変更することは不可能でない。

《経過》

白紙の状態で二つの選択肢があるのではなく、行政の継続性の観点から、すでに着工されたものを変えるわけだから、それについての十分な正当性・合理性が必要だ。その分、利害関係者も多いといえ、住民訴訟のリスクは他と比べて高い。代替案を採るのであれば、あとで検証されても十分耐えうるだけの前提事実が要求される。

平成21年5月に議会で議決を受けたが、ほどなく9月には脱ダムの方向も含めて検証することを決めている。こうした経緯について、裁判所がどのように判断するかは問題であり、必ずしも府に有利に働くとは思えない。

《整備委員会における議論》

判断が正しいかどうかは、たんにプロセスを踏みさえすればいいというわけではない。その結論を出すに当たって、各審議会の中で、どのようなデータが示され、どのような議論が尽くされて、どのような意見が出たのか。そのうえでそれらを全部咀嚼して最終的にどのような判断をしたかが重要だ。

整備委員会の意見は確かに一本化できていないが、(一方の案が)ダメだという意見ではなく、どちらでもないという結果になっている。

整備委員会では、傾聴に値する少数意見がたくさん出されていることも確か。これら少数意見に対して、きちんと根拠を示し、反論できることが必要である。それをすべて行っているのであれば、仮に訴訟となっても主張しやすい。

この点、専門家の中でも意見が分かれているから、それを全部つぶすというのは無理だとも考える。意見がまとまらなくても、いくつかの意見のなかで、自分が選択しようとするところに非常に合理性があるという裏付けが求められる。

河川整備委員の間で意見が分かれている状況のもとで判断することは、訴訟リスクの点で問題なしとはいえないので、さらに論点を絞って専門家による検証を行なうなど、より合理性を高めるための補強を講じておく方が良い。

《変更理由》

たんに事業費の点で優位というだけで、治水手法の変更を合理的に説明できるわけではない。行政機関として、治水対策としてはこれで十分である、ダムでなくても達成できる、ということは、少なくとも合理的に説明できなければならない。

根本的には、治水目標を65ミリと設定する合理的な理由の押さえをきちんとしなければならないのではないか。

榎尾川は、他の府内河川と比べて河川整備の進捗率が低い。ここをきちんと手当てすることが求められ、早く対応しなければならない地域となっているのではないか。

この点、実現可能性について、ダムと脱ダム案とでは時間的にはほとんど変わらないという見通しを立てているが、そもそも脱ダム案では、必要となる用地買収について地権者の意向確認ができていない。完成が延伸して治水効果発現時期が遅れることが予見できたとみられるおそれがある。

2 住民訴訟リスク

【見解】

住民訴訟リスクについては、反対派が多い現状に鑑みると、住民運動としての一面を持つ住民訴訟のリスクは高い。ことに今まで支出した費用のうち、他の工法に転用できる部分はともかく、それ以外は無駄になるわけであるから、少なくともその部分に関しては返還を求められる危険性がある。

治水手法の変更に関する判断に合理性があると評価されたとしても、住民訴訟が提起された場合に、府の主張が必ずしも全面的に認められるわけではない（返還を求められる可能性がある。）。

治水手法の変更に関する判断が合理性を欠くものと評価される場合には、住民訴訟リスクは極めて高いと言わざるを得ない。

なお、そもそも本件のように意見が分かれている場合には、仮にダム事業を継続することとした場合であっても、差止請求等の住民訴訟リスクがあることにも留意すべき。

3 国家賠償法 2 条に基づく訴訟リスク

【論点】

脱ダム案では、標準的な事業工程に基づき、ダム事業と同程度の時期に完成し、治水効果が発現するとの見通しを立てた。

しかし、地元調整、用地買収交渉等の長期化により、結果として、治水効果発現時期がダム事業の完成予定時期よりも遅れた場合、その遅延期間中に、ダムがあれば防げたであろう 50 ミリ降雨による被害が発生したときは、遅延することが予見できたとして、設置管理の瑕疵があるとされるのか。

【見解】

脱ダム案による河川改修工事の完成が延伸して治水効果発現時期が遅れることが予見できたとみられるおそれがある。

すでにダム事業の予算措置がなされ、事業に着手していた状況のもとで治水手法を変更する本件の場合には、財政上の制約、損害発生回避の可能性がないといった抗弁は難しくなる可能性がある。

以上

なお、上記見解は、弁護士から出された個別の意見であり、顧問弁護士会議の総意による結論というわけではない。

横尾川の治水対策に関する知事と顧問弁護士との意見交換・概要

日 時 平成22年12月24日(金)
場 所 知事室
出席者 橋下知事、小西総務部長、井上都市整備部長等
比嘉弁護士、檜垣弁護士、村田弁護士
議事概要 以下のとおり

Q1 ダムにするか、河川改修にするかは政策判断となるので、ビジネス・ジャッジメント・ルールと同じような枠組みになると考えており、合理性の部分については、技術的な観点からプロセスを踏み、重大な事実誤認がない中で、最後は技術的な観点から判断せざるを得ないと思う。

100%完全だという形で合理性が言えたらいいが、そうではなく、一方に、いいところもあれば悪いところもあるといったときでも、選択をしなければならない。選択する際、明らかに間違いだったというのならともかく、一方を採ったときに結果的に適切でなかったとしても責任を負うことにはならないのではないか。

確かに合理性のところについては、ビジネス・ジャッジメント・ルールが働くと思っている。ただ、今回の場合は、途中で変更するということになるので、そのへんについてはかなりハードルが高くなる。

Q2 ダムの着工をしていなければ、ダムにするか河川改修にするか地元の合意が取れていない段階で災害が発生しても、賠償責任を負うということにはならないと思う。一度、ダムの着工の指示を出したということで、予見可能性が法的責任まで高められるものなのか。ダムよりむしろ河川改修なら防げる雨もある中で、ダムを止めたことで災害が発生したとき、どのような理屈で責任が生じることになるのか。

一番のところは時間的な問題。ダムであれば既に用地取得し、契約までしている。ダムを完成させることによって、ダム直下の河川については50ミリ対応までは確実に「いつまで」にできる予定となっている。これに対し、方法を変える場合には、今から河川拡幅工事の用地を取得しなければならないが、その用地の取得が確実にできて、ダムと同様の時期に50ミリ対応が可能となるのかについて、そのようにならない可能性がある、あるいはならないかもしれないというところが、現時点でそれなりの予見ができるのではないかという意見が顧問弁護士会議であった。

脱ダム案でいった場合の国賠リスクとしては二つの問題がある。ひとつは、工期が遅れるかもしれない、実際に遅れてしまうという問題。これについては、(顧問弁護士会議では)脱ダム案の合理性について、完成する時期が同じで遅れることはないという前提で議論している。脱ダム案でいった遅れた場合、その遅れたときに水害が発生した場合には、遅れるということがすでに想定範囲内ではないではないか。というのは、まだ、地域住民に対する説明もできていないという。今後、地域住民に説明したときも、これまでの脱ダム案に対する反対などもあって、計画どおりにはいかないということが予見できたのではないか。そのような意味で予見可能性があるると裁判所に認定されるリスクが強い。

もうひとつ、65ミリという治水目標を設定すること自体が行政判断として正しかったのかという問題も出てくるだろうが、たくさんの資料で検討しなければならず、顧問弁護士としてはなかなかその判断は難しい。

Q3 「ダムができたときに50ミリ対応となる」というのは、あくまでも計画降雨。ある一定の条件下での50ミリ対応であって、万能のものではない。降り続ける雨の場合には河川改修の方が有効といえ、そのような場合には、ダムを造る方が危険ではないかとの予見可能性を持つことにもなるのではないか。

ダムでは対応できない降雨で災害が発生する可能性もある中で、遅れた場合に責任を負うことになるのか。

それは因果関係の問題。その因果関係は個別に判断していくほかない。

どのような雨にせよ、工期が遅れ、その間に水害が発生した場合に国賠請求がなされたら、被害が発生するということが予見できたのではないか、遅れるということが予見できたのではないかという主張が出てくるだろう。そういう場合には、府としてはなかなか高いハードルを越えなければ裁判に勝てないということになるだろう。

ダムが絶対で脱ダムが次善という前提であれば、次善の方にした責任というのが出てくるだろうが、これは、どちらにも問題がある中でどのように選択するかということだ。

Q4 住民の皆さんの同意というところで遅れたことは、責任を免責するというのではなく、程度の問題ということになるのか。

住民が言いがかり的なことをしたために遅れたとかであれば、それらも多少考慮の対象となるかもしれないが、なかなか難しいと思う。特に、今回のように意見が分かれているケースの場合には、裁判所としては、住民の反対が言いがかり的なものだとも思い切った判断をしないのではないか。

Q5 仮にダムの本体着工に入っていない段階でダムを中止したとして、ここを河川改修しなければ水害リスクがある。けれども、住民の皆さんがなかなか同意をしてくれないため、強制収用もできず、河川改修もできなかった。この状況のもとで水害が発生しても、責任を負うことにはならないのではないか。

さらに、ダムか河川改修か白紙の状態、二つの中から選択しなければならないとき、いろいろな事情で河川改修案を採ったものの、住民の皆さんが応じてくれなかった状況のもと水害が発生した場合にも、責任を負うことにはならないのではないか。

行政がどれだけの努力をしたかの問題となる。行政としては最善を尽くしたといえるかどうかで評価される。

地元の反対というのは大きく影響するだろうが、反対の理由、河川改修に問題がなくて反対している場合と、河川改修に問題があって反対している場合とでは多少違ってくるだろう。

「行政の判断が正しく、住民は間違っている」という前提に立つ議論であるが、裁判所では、その前提自体が正しかったかどうかが問われることになる。今回のように途中で変える場合にはその判断が余計に難しくなるが、白紙の状態を着工していないときでも、裁判所ではその判断は問われるだろう。

Q6 今回、ダムと河川改修という二つの中からダムを選択したのは、合理性の判断としてはフィフティ・フィフティの状況で、ある意味、そこにあまり詰めた理屈の説明なく、以前の80ミリ対応ということを前提に判断したのだが、本当にどちらがいいかわからないような状況の中で、一度選んだことを変えることでそんなにリスクが出てくるものなのか。フィフティ・フィフティだったらどちらを採ろうが責任を問われないのに、着工の指示をしたことで、法的責任というものが一気に高まるものなのか。

ダムで始めるときに、今回と同じように検討したうえでダムにしたところ、今度は河川改修に変えたという場合と、十分に検討せずにダムで走ったものの、よくよく検討してみると問題があるので、河川改修に変えたというのでは違う。

後者の場合では、十分に検討せずにゴーをかけたということになると、最初にゴーをかけたところの責任を言われかねない。

住民訴訟については、結局無駄な支出になったということだから、水害が発生しようがしまいが起こる話だが、水害が発生した場合は、住民訴訟以外にもいろいろな責任追及の理由が出てくるだろう。

Q7 (着工にゴーをかけていた場合にはリスクが高くなるというのは)早くできるかもわからないというある意味の期待権。客観的なリスクとしては、着工しているかどうかにかかわらず一緒のはずであり、期待権というのが法律上の利益に格上げされるものではないのではないか。

予見可能性をどのようにみるかということ。頻繁に災害が起こっている場合、あるいは10年に1回は起こっているのもうそろそろ起こりそうといった状況にあるときの予見可能性と、そうではなく何十年に1回という形で起こっている場合の予見可能性とは違って来る。

ひとつは、槇尾川の対策はかなり時間がかかっていて、すでに遅れ気味だったと聞いていること。もう一つは、大阪府下の河川の中でもリスクとしては中ぐらいで、決して低いリスクの地域ではないということが出てくるのではないかと。

Q8 (大阪府内の)まだ50ミリ対応ができていない11%の河川は、50ミリ降雨で災害発生の見込みがあるといえはあがあるが、いろいろな財政上その他の問題でできていない。これは政策判断の責任の問題であって、着工しているから、何か責任の度合いがレベルアップする、具体的な予見可能性が上がるというものではなく、いろいろな客観的な状況のもとで、予見可能性とか責任が生じるのではないかと。

本件の場合、ダムで行けば明らかにあと5年で50ミリ対応ができた。予定がすでに立っている。

そのような計画があって、ある時期までに50ミリの対応が可能になったと評価されるのだろう。顧問弁護士会議では、そのようなタイムスケジュールがはっきりしているにもかかわらず、変えたところ、変えたことによって遅れて、50ミリ対応もできていないというのはまずいのではないかとという意見があった。

遅れる、遅れないとは関係なしに、一般的にこの地域の（災害発生の）予見可能性が高いということは、過去のデータとかによって、槇尾川をどのように位置付けるかというところから考えていかなければならない。

ダムを河川改修に変えることの是非もさることながら、判断が遅れたことによって工事が遅れることのほうがむしろ問題だ。

Q9 槇尾川ではあと5年で50ミリ対応という計画を立てたとしても、ほかの河川では何も計画を立てていないのだから、この計画を無しにしてもほかの河川と一緒に状態に戻るだけではないのか。

5年以内にできると言っているわけだから、財政上その他の制約があるとはいえないような状態となっているということではないか。

以上

なお、上記見解は、顧問弁護士から出された個別の意見を法務課の責任においてまとめたものである。